

令和8年1月

四国厚生支局長へ届出した手術件数（令和7年1月～12月）
 (医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）
 及び6に掲げる手術の施設基準

独立行政法人国立病院機構
 とくしま医療センター東病院 院長

1. 区分1に分類される手術	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	—
イ 黄斑下手術等	—
ウ 鼓室形成手術等	—
エ 肺悪性腫瘍手術等	—
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	—
2. 区分2に分類される手術	手術の件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	—
イ 水頭症手術等	—
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	—
エ 尿道形成手術等	—
オ 角膜移植術	—
カ 肝切除術等	—
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	—
3. 区分3に分類される手術	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	—
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	—
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術(両葉)	—
エ 母指化手術等	—
オ 内反足手術	—
カ 食道切除再建術等	—
キ 同種死体腎移植術等	—
4. 区分4に分類される手術	手術の件数
腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	87件
その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	—
乳児外科施設基準対象手術	—
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	—
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	—
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	—